

平成30年9月宇治市議会定例会

条例改正議案の新旧対照表

行政経営課

# 目 次

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第 8 2 号	宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市建築基準法等関係事務手数料条例	1

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行		改正案																																									
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料の種類</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)~(9) 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(10)及び(11) 削除</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(12) 建築物等の仮使用認定申請手数料</td> <td>120,000 円</td> </tr> <tr> <td>(13)~(36) 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(37) 仮設建築物建築許可申請手数料</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>仮設期間が3箇月以内である場合</td> <td>60,000 円</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>120,000 円</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>(38)~(44) 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		手数料の種類	手数料の額	(1)~(9) 略		(10)及び(11) 削除		(12) 建築物等の仮使用認定申請手数料	120,000 円	(13)~(36) 略		(37) 仮設建築物建築許可申請手数料	<table border="1"> <tr> <td>仮設期間が3箇月以内である場合</td> <td>60,000 円</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>120,000 円</td> </tr> </table>	仮設期間が3箇月以内である場合	60,000 円	その他の場合	120,000 円	(38)~(44) 略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料の種類</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)~(9) 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(10) 削除</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(11) 建築物等の仮使用認定申請手数料</td> <td>120,000 円</td> </tr> <tr> <td>(12) 建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料</td> <td>27,000 円</td> </tr> <tr> <td>(13)~(36) 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(37) 仮設興行場等建築許可申請料</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>仮設期間が3月以内である場合</td> <td>60,000 円</td> </tr> <tr> <td>仮設期間が3月を超える場合(仮設期間が1年を超える場合にあつては、次に掲げる場合を除く。)</td> <td>120,000 円</td> </tr> <tr> <td>仮設期間が1年を超える場合(国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により1年を超えて使用する特別の必要があるものに限る。)</td> <td>160,000 円</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>(38)~(44) 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		手数料の種類	手数料の額	(1)~(9) 略		(10) 削除		(11) 建築物等の仮使用認定申請手数料	120,000 円	(12) 建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	27,000 円	(13)~(36) 略		(37) 仮設興行場等建築許可申請料	<table border="1"> <tr> <td>仮設期間が3月以内である場合</td> <td>60,000 円</td> </tr> <tr> <td>仮設期間が3月を超える場合(仮設期間が1年を超える場合にあつては、次に掲げる場合を除く。)</td> <td>120,000 円</td> </tr> <tr> <td>仮設期間が1年を超える場合(国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により1年を超えて使用する特別の必要があるものに限る。)</td> <td>160,000 円</td> </tr> </table>	仮設期間が3月以内である場合	60,000 円	仮設期間が3月を超える場合(仮設期間が1年を超える場合にあつては、次に掲げる場合を除く。)	120,000 円	仮設期間が1年を超える場合(国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により1年を超えて使用する特別の必要があるものに限る。)	160,000 円	(38)~(44) 略	
手数料の種類	手数料の額																																										
(1)~(9) 略																																											
(10)及び(11) 削除																																											
(12) 建築物等の仮使用認定申請手数料	120,000 円																																										
(13)~(36) 略																																											
(37) 仮設建築物建築許可申請手数料	<table border="1"> <tr> <td>仮設期間が3箇月以内である場合</td> <td>60,000 円</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>120,000 円</td> </tr> </table>	仮設期間が3箇月以内である場合	60,000 円	その他の場合	120,000 円																																						
仮設期間が3箇月以内である場合	60,000 円																																										
その他の場合	120,000 円																																										
(38)~(44) 略																																											
手数料の種類	手数料の額																																										
(1)~(9) 略																																											
(10) 削除																																											
(11) 建築物等の仮使用認定申請手数料	120,000 円																																										
(12) 建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	27,000 円																																										
(13)~(36) 略																																											
(37) 仮設興行場等建築許可申請料	<table border="1"> <tr> <td>仮設期間が3月以内である場合</td> <td>60,000 円</td> </tr> <tr> <td>仮設期間が3月を超える場合(仮設期間が1年を超える場合にあつては、次に掲げる場合を除く。)</td> <td>120,000 円</td> </tr> <tr> <td>仮設期間が1年を超える場合(国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により1年を超えて使用する特別の必要があるものに限る。)</td> <td>160,000 円</td> </tr> </table>	仮設期間が3月以内である場合	60,000 円	仮設期間が3月を超える場合(仮設期間が1年を超える場合にあつては、次に掲げる場合を除く。)	120,000 円	仮設期間が1年を超える場合(国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により1年を超えて使用する特別の必要があるものに限る。)	160,000 円																																				
仮設期間が3月以内である場合	60,000 円																																										
仮設期間が3月を超える場合(仮設期間が1年を超える場合にあつては、次に掲げる場合を除く。)	120,000 円																																										
仮設期間が1年を超える場合(国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により1年を超えて使用する特別の必要があるものに限る。)	160,000 円																																										
(38)~(44) 略																																											
備考 略		備考 略																																									
別表第2~別表第4 略		別表第2~別表第4 略																																									